

HTA

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.429

TOPICS

主な記事

- 令和4年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました
- 令和4年度 整備管理者選任前研修（前期 4月～9月）について
- 「2022年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内

主な同封物

- 春の全国交通安全運動
- 羅針盤

4
2022
April



場 所：加古川堤防(丹波市青垣町)

CONTENTS



TOPICS

- 1 令和4年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

行政からのお知らせ

- 2 (国土交通省)令和4年度 整備管理者選任前研修(前期 4月～9月)について

全ト協からのお知らせ

- 5 令和4年春の全国交通安全運動公益社団法人全日本トラック協会実施計画

事務局からのお知らせ

- 8 第50回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ
- 12 「2022年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内
- 15 兵庫県議会自由民主党との意見交換会に参加しました
- 16 鳥インフルエンザ防疫対応に係る感謝状の贈呈式が行われました
- 17 「トラック事業者のためのカーボンニュートラル基礎講座」の動画配信について
- 18 「トラックドライバーのための減災BOOK」更新版について(お知らせ)

19 理事会だより

21 会員だより

適正化事業実施機関からのお知らせ

- 22 今月のテーマ「荷主・元請け・物流担当者が運送発注する際の安全配慮について」

24 協会日誌

「標準的な運賃」を活用するための
運賃・料金の変更届出はお済みですか！
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和4年2月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	334社	20.7%

※届出割合は全国ワースト4位

TOPICS

令和4年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

3月22日(火)に行われた理事会で兵ト協の令和4年度の事業計画及び予算が承認されました。改正貨物自動車運送事業法の施行に伴う「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金の收受に取り組むとともに、持続可能なトラック運送業界の実現を図るため、燃料高騰対策等の推進他8項目の最重点施策及び5項目の重点施策を推進していきます。

〔最重点施策〕

- 1 燃料高騰対策等の推進
- 2 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金收受
- 3 荷主対策の深度化の推進
- 4 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応
- 5 多様な施策による良質なドライバーの人材確保
- 6 交通及び労災事故の防止対策の推進
- 7 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- 8 新技術を活用した物流DXの推進

〔重点施策〕

- 1 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 2 環境・SDGs対策の推進
- 3 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- 4 災害発生時における緊急輸送体制の確立
- 5 新型コロナウイルスへの対応

令和4年度一般会計収支予算書総括表

(研修会館特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	256,620,000
2. 事業活動支出	234,571,000
事業活動収支差額	22,049,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	1,000
2. 投資活動支出	19,530,000
投資活動収支差額	△19,529,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	30,000,000
財務活動収支差額	△30,000,000
IV 予備費支出	22,000,000
当期収支差額	△49,480,000
前期繰越収支差額	61,900,000
次期繰越収支差額	12,420,000

詳しくは下の兵ト協ホームページのディスクリージャーをご覧ください。
<http://www.hyotokyo.or.jp/about/a04.html>

令和4年度交付金会計収支予算書総括表

(近代化基金運営事業特別会計・施設等運営事業特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	636,300,000
2. 事業活動支出	656,611,000
事業活動収支差額	△20,311,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	0
2. 投資活動支出	38,928,000
投資活動収支差額	△38,928,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	30,000,000
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	30,000,000
IV 予備費支出	0
当期収支差額	△32,539,000
前期繰越収支差額	59,900,000
次期繰越収支差額	27,361,000

※兵庫県からの交付金の通知がないため令和3年度の交付額を前提に予算だてしています。

行政からのお知らせ

国土交通省

令和4年度 整備管理者選任前研修(前期 4月～9月)について

※ 整備管理者選任前研修は、整備管理者の資格を有さない方が受ける研修ですので、自動車整備士（1級～3級）の資格をお持ちの方、若しくは既に整備管理者に選任されている方が受ける研修ではありません。

・実施日時及び実施場所（前期 令和4年4月～令和4年9月予定分）

実施日時	実施場所	予約受付期間
令和4年5月10日(火) 【午前】 9:30～12:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和4年4月5日(火) 午前9時 ～令和4年4月13日(水)
令和4年5月10日(火) 【午後】 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和4年4月5日(火) 午前9時 ～令和4年4月13日(水)
令和4年5月13日(金) 【午後】 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館 姫路市飾磨区中島3308	令和4年4月18日(月) 午前9時 ～令和4年4月26日(火)
令和4年7月12日(火) 【午前】 9:30～12:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和4年6月20日(月) 午前9時 ～令和4年6月28日(火)
令和4年7月12日(火) 【午後】 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和4年6月20日(月) 午前9時 ～令和4年6月28日(火)
令和4年9月2日(金) 【午後】 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館 姫路市飾磨区中島3308	令和4年8月15日(月) 午前9時 ～令和4年8月23日(火)

【予約受付について】

- ◎研修は会場の収容人数等の都合上、予約制としています。
- ◎各実施日が定員に達した場合は受付期間内でも予約受付を終了します。
- ◎予約受付の方法については、web予約のみとしておりますので、神戸運輸監理部ホームページ（次ページURL）で『予約受付の方法はこちら』をご確認下さい。

【研修当日について】

- ◎受付は研修開始時間の30分前より開始します。
- ◎研修当日にお持ちいただくもの
 - ・ご本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、その他公的機関が発行した顔写真付きの証明書） ※有効期間内のもの
 - ・受講番号の確認出来るもの
 - ・筆記用具
 - ・マスク（受付時に本人確認のため、一時的に外していただく場合があります。）

【注意事項】

- ◎研修会場に入る前には手指の消毒を行っていただき、受講の際は必ずマスクを着用してください。
- ◎発熱、咳、倦怠感などの風邪症状のある方の受講をお断りします。
- ◎新型コロナウイルスに罹患し治癒していない場合は受講しないでください。

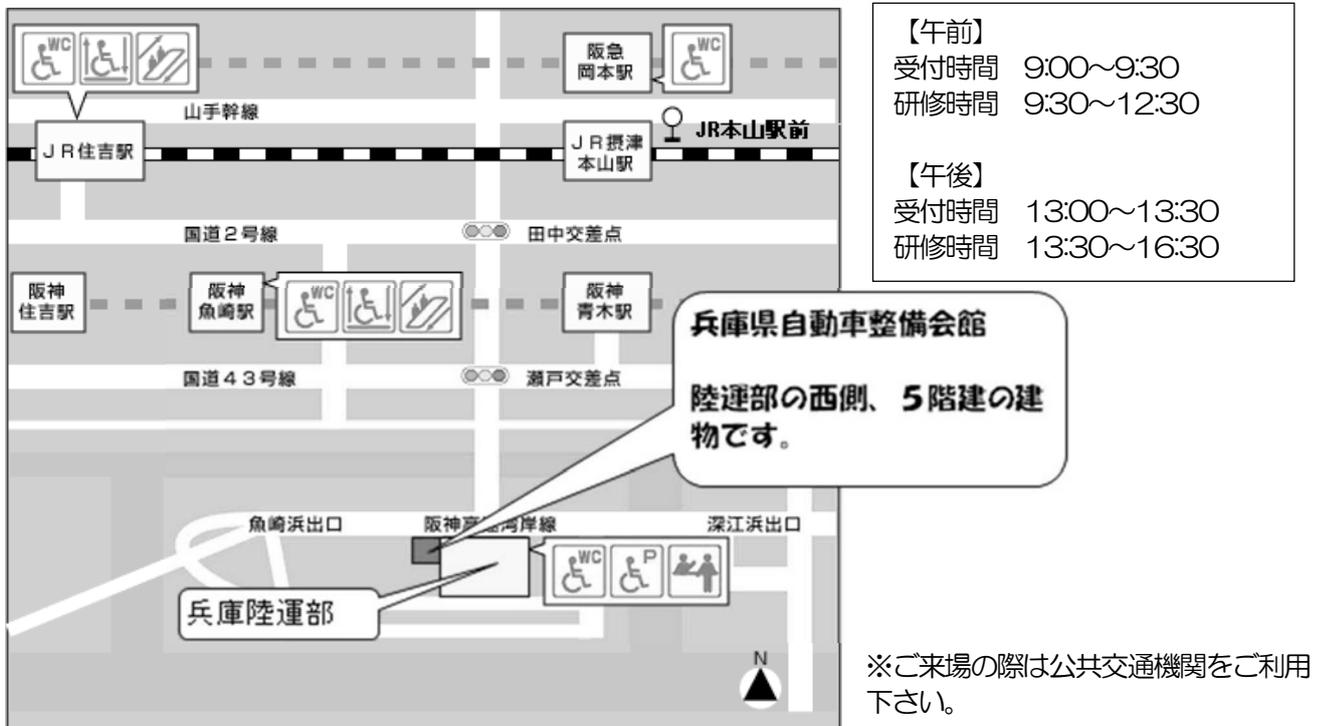
神戸運輸監理部ホームページ「令和4年度整備管理者研修の開催日時等について」
 (https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/kensatoroku/template_00004.html)



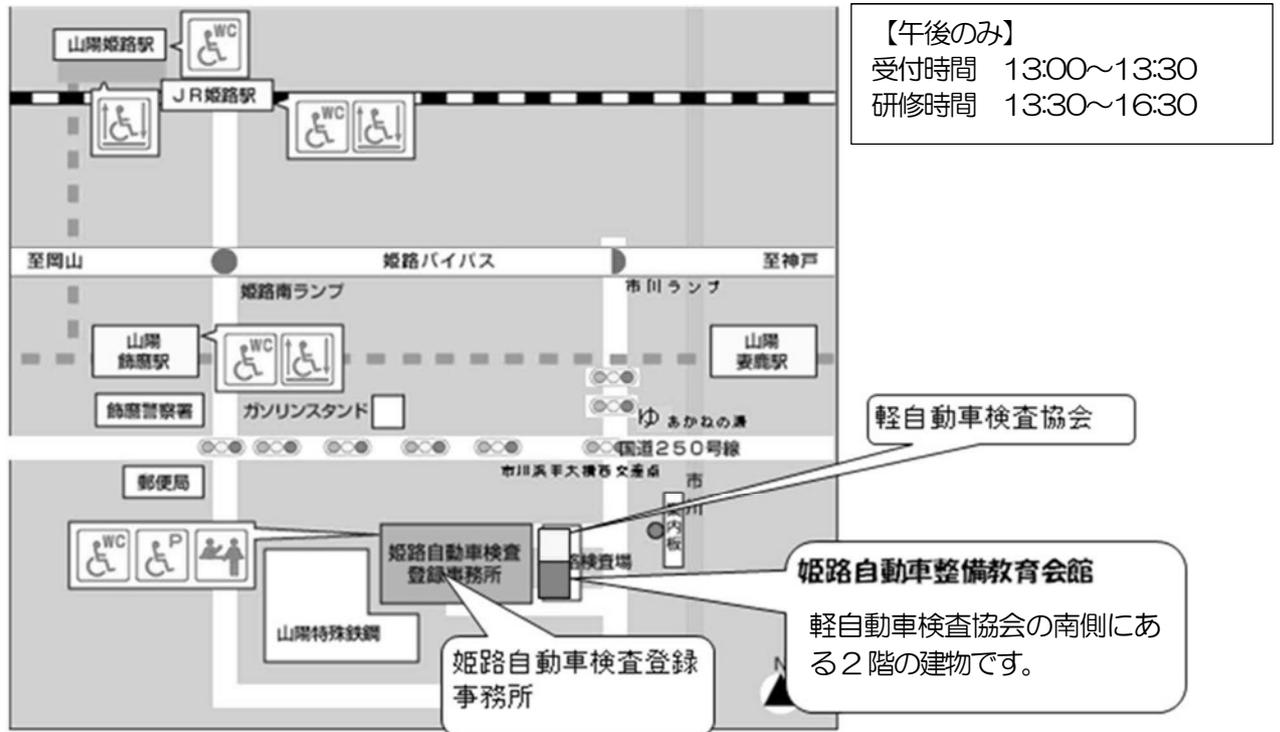
神戸運輸監理部兵庫陸運部
 検査整備保安部門 TEL：078-453-1103

【会場案内地図】

- ・兵庫県自動車整備会館【令和4年5月10日・令和4年7月12日】



・姫路自動車整備教育会館【令和4年5月13日・令和4年9月2日】



OFF

きれいな空気を大切に…

アイドリングストップ宣言

(一社)兵庫県トラック協会

全ト協

令和4年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和4年3月9日
公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和4年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、4月6日（水）から同月15日（金）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点である「子供を始めとする歩行者の安全確保」、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」、「自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

－ 記 －

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「飲酒運転の根絶」、(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を図るため、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、事業者等と連携した取り組み強化を図る。

(2) 追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では6割強を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡・重傷事故の4割を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。

また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

<重点推進項目>

(3) 子供を始めとする歩行者の交通事故防止

子供を始めとする歩行者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。

(4) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(6) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(9) 過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、

休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が急増しているため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「ホイール・ナットの増し締めキャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

以 上



事務局からのお知らせ

<第50回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ>

標記大会を次頁の実施要綱のとおり開催いたします。

出場希望者は、同封の申込用紙に必要事項をご記入の上、協会本部業務部あてに令和4年5月6日（金）必着にてお申し込みください。

※複数の事業所（営業所）から出場いただく場合は、本社または主管店等で申込の取り纏めをお願いします。

参加資格を審査するため運転経歴証明書の申請を行いますので、必ず選手本人の承諾を得た上でお申し込みください。

【大会名】

第50回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会

【申込期日】

令和4年5月6日（金）必着

【開催日時】

令和4年7月23日（土）9:00～16:00

【開催場所】

兵庫県警察本部運転免許試験場（明石市荷山町1649-2）

【競技部門】

11トン部門、4トン部門、トレーラ部門、2トン部門

※各部門への出場は1会員1名とします。但し、1会員1名の女性選手の出場を別に認める。

女性選手のうち、全部門を通じて最高得点者は、各部門表彰とは別に賞状を授与致します。

以 上



トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会 実 施 要 綱

【目 的】

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責任を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資する。

【主 催】

一般社団法人兵庫県トラック協会

【後 援】（予定）

国土交通省神戸運輸監理部

兵庫県

兵庫県警察

一般財団法人兵庫県交通安全協会

（順不同）

【協 力】（予定）

いすゞ自動車近畿株式会社

神戸日野自動車株式会社

三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう

UDトラックス株式会社

（順不同）

【出場選手と資格】

1. 兵庫県トラック協会会員事業所在籍の運転者で勤務成績が優秀であること。
 2. 参加申込日において、過去3年間人身事故（業務外の人身事故を含む。）を起こしたことがないこと。
 3. 参加申込日において、過去1年間無事故、無違反（業務外の事故、違反を含む。）であること。
 4. 各部門への出場は1会員1名とする。
 5. 女性ドライバーの出場は前項と別に1会員1名を認める。
 6. 全国トラックドライバーコンテストで優勝した者並びに全国トラックドライバーコンテストに各部門を通じて2回出場している者等、全国トラックドライバーコンテストの出場資格のない者は出場することができない。
 7. 無資格者、並びに参加申込日から大会当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の入賞は取り消すものとする。
 8. 会員外の出場資格を別途定める。
- なお、申込者数が定員を超えた場合、会員所属の申込者を優先する。

【申込み】

出場選手が勤務する兵庫県トラック協会会員が所属する支部の推薦による。
但し、定員を超えた場合、1支部あたりの参加数を調整する。

【部門及び定員】

4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、2トン部門とし、各部門13名とする。
なお、2トン部門（女性選手は除く。）の全国大会推薦はない。
※状況により各部門の定員を調整する場合があります。

【表彰】

1. 選手表彰

- (1) 兵庫県トラック協会会長賞：各部門の入賞者（優勝～3位）
- (2) 神戸運輸監理部長賞：2トン部門の優勝者、及び女性出場選手のうち最高得点者
なお、女性選手の出場が1名の場合は最高得点者表彰はない。
- (3) 兵庫県知事賞：4トン部門の優勝者、及び11トン部門の優勝者
- (4) 兵庫県警察本部長・兵庫県交通安全協会会長賞（連名）
：トレーラ部門の優勝者

2. 事業所表彰

兵庫県トラック協会会長賞：各部門の入賞者、並びに女性出場選手のうち最高得点者が所属する事業所

【全国トラックドライバーコンテストへの推薦】

協会長が、当大会の結果を踏まえ出場資格要件を勘案し兵庫県代表を選出し推薦する。

【競技審査の概要】

1. 学科競技

安全な交通の方法等に関する必要な知識の会得状況について試験する。

- ①試験方法：短答式
- ②試験時間：50分
- ③試験内容：法規（道路交通法）、構造機能（車両）、運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）

2. 実科競技

安全・無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術、及び日常点検動作について審査する。

- ①審査方法：一定時間における運転の基本操作、及び整備点検について審査する。
- ②審査内容：実科競技実施要領に明示する。

3. 競技の配点及び順位の決定方法

(1) 配点 1000点満点

- ア 学科競技：法規150点、構造機能75点、運転常識75点
- イ 実科競技：700点

(2) 順位の決定方法

総合得点の上位順とし、同点の場合は次による。

- ア 過去5年間免許歴を有し、かつ過去5年間無事故・無違反の者とする。
- イ 実科競技の得点の高い者とする。
- ウ すべてが同点の場合は、高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）とする。

4. 競技運営に係る統一基準

- 大会中は、兵庫県トラック協会が定める統一ゼッケンを着用すること。
- なお、学科競技及び実科競技中の帽子の着用は自由とする。

【大会の中止】

災害及び異常気象等、やむを得ない場合は、大会を中止する。その場合においては、全国大会代表選考会を開催し、全国大会への推薦を行う。その日程は後日通知する。

なお、大会中止は、原則、大会前日の17時までに大会会長が決定し、速やかに関係各所に通知する。また、大会当日に急遽中止となった場合においても同様とする。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、大会（全国大会代表選考会を含む）を中止する場合があります。

【注意事項】

1. 学科競技・実科競技中は、選手と主催者側以外の者との接触は厳禁する。
これに違反した選手は失格とする。（付き添いや事業所の方は十分注意し、選手に近づかないこと。）
2. 運転競技コースの下見において、巻き尺等の使用は禁止する。
3. ゼッケンは、学科競技、実科競技、開会式、表彰式のすべてに着用する。他の場合は、選手の自由とする。
4. その他大会中においては主催者側の指示に従うこと。

※コンテストの実施にあたり、新型コロナウイルス感染予防対策（マスクの着用及び手消毒等）を徹底します。

「2022年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内

「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」は、荷主企業や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、トラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的として、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が平成15年度から実施しているものであり、経団連傘下の企業をはじめ多くの荷主企業がトラック運送事業者を選定する際の日安とするなど認知が進んでおります。

つきましては、2022年度安全性評価事業認定申請に係る説明会を下記のとおり開催いたしますのでご案内させていただきます。参加を希望される方は、別紙参加申込書により5月2日（月）までに兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関までFAXにてお申込み下さい。

なお、定員に達した場合、参加をお断りすることがありますので、ご了承下さい。

このご案内は3月時点でのお知らせです。新型コロナウイルスの感染拡大状況によりましては、中止となる可能性があります。中止の場合は当協会ホームページにてお知らせしますので、出席される方は、事前に兵庫県トラック協会ホームページ（URL: <http://www.hyotokyo.or.jp/>）にて中止の状況についてご確認をお願いいたします。

記

第1回 姫路会場

日時 2022年5月11日（水）13時30分～（13時受付）
 場所 兵庫県トラック協会西部研修センター 2階 大会議室
 姫路市中地字村東26-1（次頁地図参照）
 ※駐車場には限りがあります。
 センター付近に有料駐車場あり（各自負担）。
 TEL 079-294-0797
 定員 70名

第2回 神戸会場

日時 2022年5月12日（木）13時30分～（13時受付）
 場所 兵庫県トラック総合会館 3F 大会議室
 神戸市灘区大石東町2-4-27（次頁地図参照）
 ※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。
 TEL 078-882-5556
 定員 150名

申込み・問い合わせ先

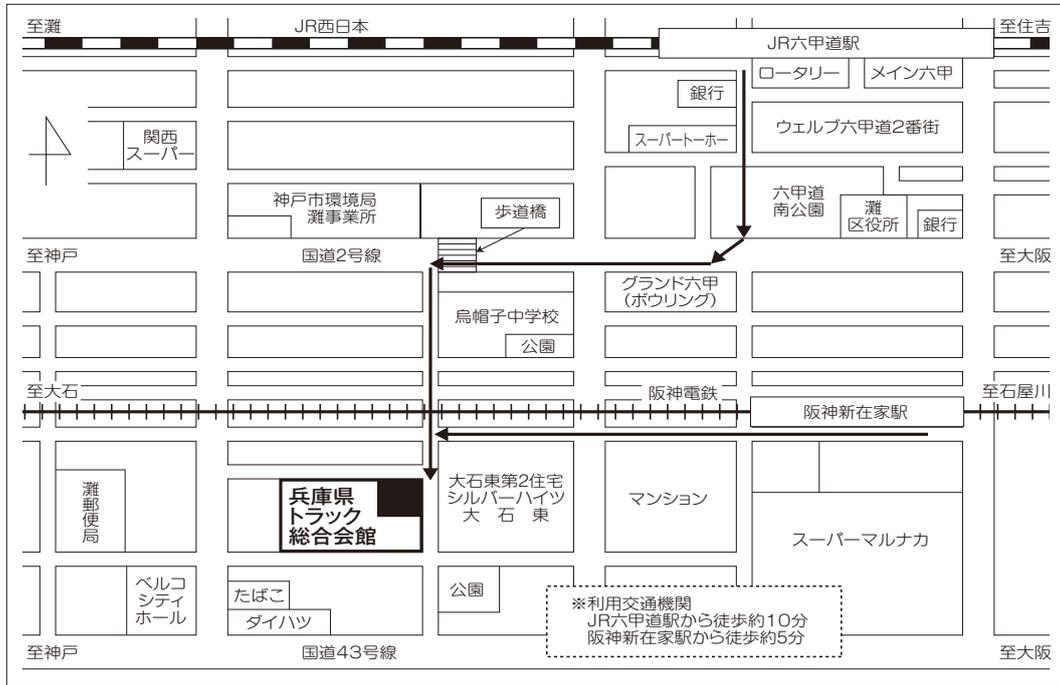
〒657-0043
 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
 兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関
 （兵ト協 適正化事業部）
 TEL 078-882-5556
 FAX 078-882-5565

以上

会場地図

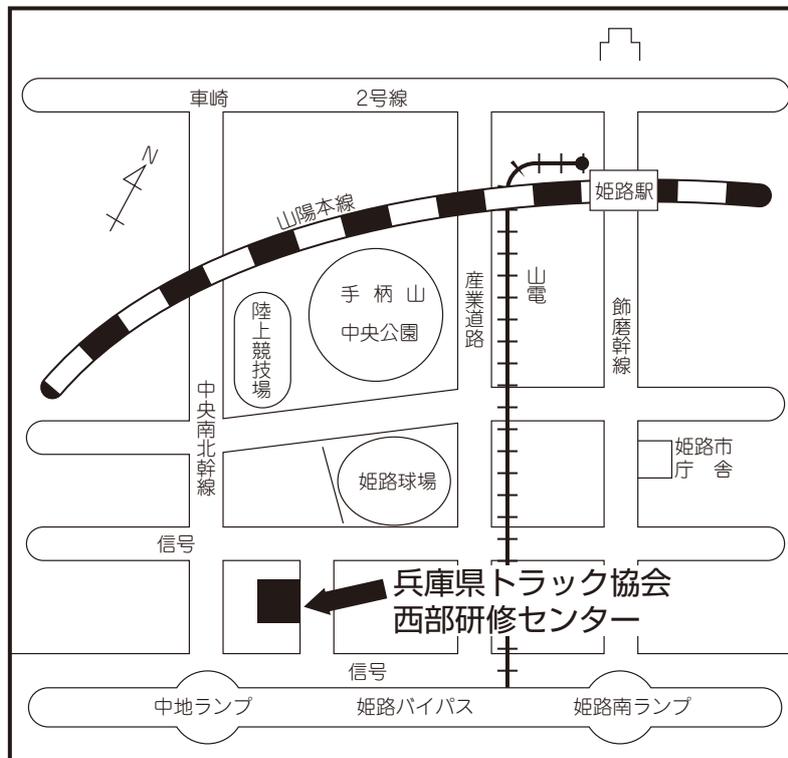
(神戸会場)

〈兵庫県トラック総合会館〉



(姫路会場)

〈兵庫県トラック協会 西部研修センター〉



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ100m、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

『2022年度安全性評価事業(Gマーク)説明会』
参加申込書

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関 宛
(FAX 078-882-5565)

※ 参加を希望される会場に○印を付けて下さい。

◎第1回 5月11日(水)13:30～ 姫 路 会 場()

◎第2回 5月12日(木)13:30～ 神 戸 会 場()

会 社 名 _____

事 業 所 名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

参 加 者 氏 名 _____

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、参加人数を制限させていただきます。つきましては、参加人数を1事業所につき1名までとさせていただきます。

兵庫県議会自由民主党との意見交換会に参加しました

3月17日（木）に県庁3号館兵庫県自民党県議団会議室と兵ト協会長室をオンラインでつなぎ原岡会長、藤原副会長、西川専務理事他が、兵庫県議会自由民主党議員団に対し、令和4年度兵庫県予算編成への当協会の要望に対する県議会の回答と意見交換を行いました。

席上、当協会から燃料高騰問題や適正運賃収受等、現在の運送業界の置かれている厳しい状況を説明し、運輸事業振興助成金の全額支給等さらなる支援を強く要望しました。

【要望に対する回答】

○運輸事業振興助成交付金の全額支給について

関係団体からの強い思いを踏まえながら検討を行ったが、本県の厳しい財政状況を勘案し、引き続き他の団体への補助金と同様にその一部を減額し交付することとしている。

○阪神高速道路等の整備推進について

名神湾岸連絡線は、令和3年度予算において国が予備設計、地形測量を進めている。引き続き、早期整備、大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通を国に働きかけていく。

大阪湾岸道路西伸部は、橋梁工事、開削トンネル工事、防波堤等の撤去工事を進んでいるが、引き続き、早期整備に必要な予算確保・全線での早期着工を国に働きかけていく。

○トラックの駐停車場所、荷捌所の設置について

事業者団体からの駐車規制緩和要望や交通実態を踏まえ、必要最小限の規制となるよう見直しを推進しており、駐車規制の見直し（緩和）をより一層進めることとしている。

○市街化調整区域における開発許可の緩和について

運送事業の用に供する施設においては、兵庫県が開発許可の権限を有する市町においては、知事が指定した幹線道路の沿線区間やインターチェンジ周辺の土地において、市町長が支障ないものと認めたものは立地が可能となっている。



鳥インフルエンザ防疫対応に係る感謝状の贈呈式が行われました

令和4年3月23日（水）、兵庫県県庁西館4階農政環境部会議室にて、昨年11月に本県で発生し、協力した事業者の所属する4団体及び2事業者に対して鳥インフルエンザ防疫対応に係る感謝状の贈呈式が行われました。当協会会員の日本通運株式会社、佐川急便株式会社、明石運輸株式会社、稲田運送株式会社が防疫に係る物品及び密閉容器輸送に従事しました。

協会を代表して藤原副会長が兵庫県 農政環境部 農林水産局 萬谷局長から感謝状を受け取りました。



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**



「トラック事業者のためのカーボンニュートラル基礎講座」の動画配信について

この度、兵庫県トラック協会では「カーボンニュートラル」実現に寄与するため、「令和2年度環境と物流を考えるフォーラム」でSDG sについて講演頂いた板垣大介氏を講師に迎え、会員事業者を対象とした「トラック事業者のためのカーボンニュートラル基礎講座」をYouTubeで全3回配信いたします。是非ご視聴下さい。

◇テーマ

第1回「カーボンニュートラルって何？SDG sの取り組みとの関係は？」

第2回「温室効果ガス排出削減に向けて、運輸業界が行っている先進的な事例」

第3回「カーボンニュートラルに向けて中小トラック事業者が今すぐ出来ること」

※ 兵ト協ホームページ「会員の皆様へ（会員専用サービス）」から視聴および資料のダウンロードも頂けます。

<http://www.hyotokyo.or.jp/member-public/member-file.html>

※ 閲覧の際は、最新号の兵ト協ニュースに掲載されていますパスワードを入力下さい。

〔講師〕

一般社団法人 兵庫県中小企業診断士協会 中小企業診断士
株式会社ロジヤ 代表取締役 板垣 大介氏



大学にて物流戦略論を専攻し座学で物流について学ぶ。

大手宅配会社グループ会社及び総合商社子会社で3PL（サードパーティ・ロジスティクス）業務に従事し、物流の実務を経験、コンサルティング会社を経て2018年に独立し、株式会社ロジヤ設立。現在は、トラック運送会社様向けに車両別原価計算の導入支援などを通しての経営支援や、荷主企業様向けに新たな物流拠点の設営に関する支援等、物流に関するコンサルティング支援を実施。

「トラックドライバーのための減災BOOK」更新版について(お知らせ)

トラックドライバーが運送中に地震、台風など自然災害に遭遇した際、的確な判断が出来るように最新の情報、知見を取り入れた「トラックドライバーのための減災BOOK」の情報を更新しました。

1. 「トラックドライバーのための減災BOOK」冊子ダウンロード版

◇主な更新内容

豪雨・暴風ページ

- ・令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を受け、避難に関する情報を更新しました。

※お使いのPC等にダウンロード（PDF）してご利用頂けます。

2. 「トラックドライバーのための減災BOOK」アプリ版（スマホ用）

◇主な更新内容

豪雨・暴風ページ

- ・令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を受け、避難に関する情報を更新しました。

緊急時便利帳

- ・道路情報を細分化し、当該道路のライブカメラや道路情報へのリンクを充実しました。（NEXCO、阪神高速道路、本州四国連絡高速道路等）
- ・近畿管内の滋賀県、奈良県・和歌山県・三重県道路公社の情報を新たに掲載しました。

〈既に「トラックドライバーのための減災BOOK」アプリ版をご利用の会員様へ〉

アプリ更新版をご利用頂くには、現在インストールしているアプリ版を一度アンインストールして頂く必要があります。その後、「トラックドライバーのための減災BOOK」アプリ更新版をダウンロードしてください。

○詳しくは、兵ト協ホームページでご確認下さい。

→会員の皆様へ / トラックドライバーのための減災BOOKについて
「 <http://www.hyotokyo.or.jp/news/member-public/12103.html> 」

理事会だより

令和3年度第3回理事会を開催しました

日 時 令和4年3月22日（火）
場 所 兵庫県トラック総合会館

原岡会長、他理事38名、監事3名が出席し、下記の議案は全て承認されました。

議 題

【審議事項】

- 第1号議案 令和3年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
- 第2号議案 令和4年度事業計画（案）について
- 第3号議案 令和4年度一般会計収支予算（案）及び研修会館特別会計収支予算（案）について
- 第4号議案 令和4年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算（案）及び事業計画（案）について
- 第5号議案 令和4年度交付金事業運営関連特別会計収支予算（案）について
 - ア 令和4年度近代化基金運営事業特別会計収支予算（案）
 - イ 令和4年度施設等運営事業特別会計収支予算（案）
- 第6号議案 令和4年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画（案）及び収支予算（案）について
- 第7号議案 第46回近代化基金融資推薦公募枠（案）について
- 第8号議案 会員の入会の承認について
- 第9号議案 会長表彰候補者の選定について

【報告事項】

- 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
- 燃料価格高騰にかかる要望書の提出について（全ト協）
- 「標準的な運賃」の届出状況について





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買いましょう

軽油「元売別」購入価格表（令和4年2月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
J X T G		118.00	118.07	123.80	124.74
出 光		114.82	122.03	123.50	127.50
コ ス モ		116.20	118.00	123.00	
三 井		113.50			
そ の 他		114.12	115.01	119.63	132.80
総 計		115.87	117.19	122.79	129.46
4 / 1	全国平均	110.91	調査なし	120.14	120.98
	近畿平均	111.19		119.17	125.49

兵ト協
調べ

全ト協
調べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和3年3月		90.61	92.58	98.11	108.36
令和3年4月		94.25	101.70	99.95	117.01
令和3年5月		94.32	98.82	105.33	113.16
令和3年6月		97.46	100.87	105.09	113.91
令和3年7月		100.52	103.63	107.90	118.56
令和3年8月		103.41	106.07	110.33	118.73
令和3年9月		101.87	105.01	110.46	119.18
令和3年10月		102.95	105.65	111.44	119.35
令和3年11月		112.57	113.09	116.79	116.46
令和3年12月		112.22	115.14	118.17	127.06
令和4年1月		106.95	109.88	114.10	122.77
令和4年2月		112.51	114.66	117.67	125.53
令和4年3月		115.87	117.19	122.79	129.46
年間平均		103.50	106.48	110.62	119.19

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
4.2.24	東部	一般	(株)ハヤシ建工	林 日出男	〒660-0083 尼崎市道意町1-2-11	TEL 06-6418-2555 FAX 06-6418-2553
2.25	兵庫	一般	(株)神 優	坂口 秀吾	〒652-0845 神戸市兵庫区築地町3-51	TEL 078-652-8510 FAX 078-652-8511
3.9	明石	一般 利用	南二見運送(株)	出雲 公薫	〒674-0093 明石市二見町南二見19-4	TEL 078-920-9985 FAX 078-944-1112
3.16	西播	一般	(株)RUSH	高瀬 秀樹	〒670-0948 姫路市北条宮の町224 戸越ビル1F	TEL 079-280-5134 FAX 079-280-5174
3.17	丹有	一般	(株)アマックス	細井 賢司	〒651-1431 西宮市山口町 阪神流通センター 3-34	TEL 078-907-3231 FAX 078-907-3232

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
4.3.8	東部	一般	西村運送(株)	西村 敦子
3.15	東部	一般	(株) W e - i n g	上 鶴 芳 照
3.31	東部	利用	いなの運輸事業協同組合	中 村 良 子
3.31	西宮	一般	(株) 関 西 流 通	山 本 拓
3.31	明石	一般	(株) プ ラ ッ ツ	中 村 博
3.31	明石	一般	今村運送(株)	古 山 彰 一

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
2	代表者	泉 興 業(株) 泉原 保二・鏑田 雅之・泉原 久人	泉原 保二・泉原 久人
12	住所 TEL/FAX	(株)D-SERVICE 尼崎市丸島町24 TEL 06-7493-5878 FAX 06-7505-1928	〒661-0976 尼崎市潮江5-7-20 TEL 06-6415-6051 FAX 06-6415-6078
51	会社名	大阪サンエー物流(株)	アクシアロジ(株)
82	会社名	(有)TSCファーム	(株)TSCロジスティクス

ご協力ありがとうございました
交通遺児の募金を寄せられた会員

R 4・3・9 株式会社三陸 5,564 円

交通遺児募金の郵便振替口座

- 口座番号 01170 - 6 - 54803
- 口座名 一般社団法人 兵庫県トラック協会 募金係

事務局からのお知らせ

下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

人事異動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

令和4年4月1日付

発令事項	氏名	現職
総務部次長	寺田 忠正	総務部主事

適正化事業実施機関からのお知らせ

【巡回指導における指導事項：過労防止、労働時間、安全確保指導ほか】

■ 今月のテーマ 「荷主・元請け・物流担当者が運送発注する際の安全配慮について」

担当：適正化事業指導員 高田勇作

巡回指導時にドライバーの長時間労働の是正をお願いする際に、事業者からのお声に耳を傾けると

「長時間の荷待ちに加えて、契約に定めが無い荷役作業の発生により当初の運行計画が崩される」

「荷主の事業場内での作業も前提のコミコミ運賃なので作業内容を改善するのは厳しい」

「長時間労働とならないように改善基準を守ることは、発着時間の指定があつて難しい」

とおっしゃられ、弱い立場の事業者が荷主に「これでは安全輸送が出来ない」、「違反行為をさせてしまうことになる」と申し出ること自体が困難で改善に向けた取組に難色を示される場面があります。

実態は、契約にない付帯作業（荷役作業）や荷主都合による待機時間の発生、発着時間の指定に伴う長時間の拘束や連続運転時間・速度超過となり、違反の原因であると知りつつ荷主の発注について改善を申し出したくとも、以後の取引を断られることを恐れてそれが出来ない状況となっています。

しかしながら、運送事業者の作業状態は、運送発注に強く影響されることが考えられるとして荷主事業者が負うべき「安全配慮」が求められていることを **根拠** として、ドライバーの働き方や荷主と事業者の適正取引に向けた各省庁の関連法規が蔑ろにされていることを **理由** に、発着要件の変更や作業場である荷主先での労働環境の改善（コンプライアンス）を **主張** できる **手札** があります。結果として事故を未然に防ぎ、大切なドライバーの健康と安全を確保し、適正な運賃収受の交渉に繋がると考えます。

国土交通省【貨物自動車運送事業法】では

荷主の理解・協力を得て、ドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるように荷主関連部分が改正され荷主の「配慮義務」が新設されました。

（令和元年7月1日から施行）

荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を追求できるよう、必要な配慮をしなければならぬとする責務規程

○荷主勧告制度（法第64条）

○輸送の安全を阻害する行為（法第17条第3項）

経済産業省（中小企業庁）では

独占禁止法

○物流特殊指定（荷主 ⇄ トラック運送事業者）

○下請法（元請け運送事業者 ⇄ 実運送事業者）

「下請け駆け込み寺」 ☎ 0120-418-618

中小企業の取引に関する様々な悩みの相談対応のため無料相談窓口を全都道府県に設置、弁護士の無料相談、講習会も行っている。

報復措置の禁止（下請法第4条第1項7号）

取引の不適正事例（違反行為の要求やその拒否）について、公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に不利益な取扱い（貨物量を減じたり取引を停止したりすること）は独占禁止法違反や下請法「報復措置」に該当する場合があります。

厚生労働省【労働基準法等】では

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「交通労働災害防止のためのガイドライン」

が定められており、荷主などの立場の企業による安全配慮が不可欠であるとして労働局等が荷主企業にも安全対策を求めています。

○荷主等の義務

荷主等の構内で荷役作業を請け負わせている場合などについては、作業間の連絡等が義務付けられ荷役災害の防止に関し、労働安全衛生法に規定があります。（労働安全衛生法第30条）

●不法行為等による損害賠償責任

【民法第709条】（不法行為による損害賠償）

労働災害の発生は荷役作業の注意義務違反があるとして発注企業に損害賠償を命じた裁判例があります。

注 荷主等は被災した労働者と雇用関係がありませんので、安全配慮義務違反を問われることはありませんが、民法の不法行為として損害賠償の責任を負う場合があります。

ただし、荷主等がドライバーに直接仕事の指揮をしている場合は、事実上の雇用関係があるとして、安全配慮義務違反として損害賠償の責任が荷主等に負わされる場合があります。

荷主・元請け・物流担当者が運送発注する際の注意事項

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（厚生労働省）

平成25年3月25日付け基発0325第1号厚生労働省労働基準局長通達 より抜粋

第3 荷主等の実施事項

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が**荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者へ通知**すること。また、**事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせない**こと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、**着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）**とすること。

荷役作業の有無・内容・役割分担などを実際の運送事業者へ通知

運転者が行う積込・取卸・荷造・仕分・棚入に要する時間を考慮

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

(1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、**改善基準告示***の概要について周知し、貨物自動車運転者が**改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させる**こと。

※ 貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）により、拘束時間、運転時間の上限等が定められています。

発着時間の指定には改善告知の遵守と周知

交通労働災害防止のためのガイドライン（厚生労働省）

平成30年6月1日改正 より抜粋

第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、**実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努める**こと。

労働災害を防止するため運送事業者と協議する場を設置

1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する**貨物の増量を行う必要がある**場合、荷主・元請事業者は、**適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力**すること。

貨物増量の配慮

2 到着時間の**遅延が見込まれる**場合、荷主・元請事業者は**改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行う**こと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が**実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないように**すること。

到着遅延に対する配慮

3 荷主・元請事業者は、**実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わない**こと。また、**無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保**すること。なお、**高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮**すること。

運転者の拘束時間、休息期間の配慮、高速代金の配慮

4 荷主・元請事業者は、**荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるように**すること。

荷主等は直接運転者に対し作業指示（指揮）を行わないように注意

協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
3・1	トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会	兵ト協	3・23	神戸市危険物協会 理事会	ホテル北野 プラザ六甲荘
	KTS 正副会長臨時会議	大ト協		兵庫県農政環境部長感謝状贈呈式	兵庫県
2	兵ト協 交通対策委員会(書面開催)		24	自民党神戸市会議員団との懇談会	神戸市役所
	兵ト協 環境対策委員会(書面開催)		25	兵庫県交通安全協会 理事会	楠公会館
3	全ト協 理事会	第一ホテル京	28	兵庫県環境審議会 大気環境部会(オンライン)	
	全国適正化事業実施機関本部長会議	第一ホテル京	29	小学生交通安全下敷贈呈式	兵ト協
	阪神港におけるCOMPAS導入に向けた検討会	神戸地方倉	30	神戸マラソン実行委員会総会(オンライン)	
4	東南海・南海地震等災害に強い物流システム協議会(オンライン)		－ 4月の予定－		
7	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	4・4	KTS 正副会長会議	奈良県
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議(書面開催)		7	自動車関係団体連絡会議	兵庫県 自動車会館
	兵ト協 交通対策小委員会	兵ト協		全国専務理事業務連絡会議	全ト協
	KTS 正副会長会議(オンライン)		11	公明党政策要望懇談会	ANAクラウン プラザ神戸
8	適正化事業実施機関評議委員会	三宮東急 REIホテル	12	近ト協 幹事会	大ト協
	兵青協 役員会・評議員会	兵ト協	13	兵ト協 ダンプ部会 役員会 情報交換会	兵ト協
9	ナスバガイドライン認定セミナー	兵ト協	14	三木会	兵ト協
10	兵庫県高速道路交通安全協議会 役員会・通常総会	楠公会館	18	近畿地区道路利用者会議	兵庫県 中央労働センター
	関西災害時物資供給協議会総会(オンライン)		20	兵青協 役員会	兵ト協
14	トラックの日の行事検討プロジェクト会議	兵ト協	21	全ト協 重量部会 常任委員会	全ト協
15	三木会	兵ト協	23	兵ト協 北播支部総会	西脇 ロイヤルホテル
	安全教育 DVD 作成	戯音工房	－ 5月の予定－		
16	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協	5・11	兵ト協 物流政策・交付金委員会(予定)	兵ト協
17	ひょうごエコタウン推進会議(オンライン)			Gマーク申請事前説明会	西脇 研修会館
	自民党兵庫県支部との要望・意見交換会(オンライン)			KTS 正副会長会議	
18	ひょうご環境保全連絡会「幹事会」(オンライン)		12	Gマーク申請事前説明会	兵ト協
	近畿各府県トラック協会適正化事業部(課)長会議	大阪府トラック 総合会館	19	兵ト協 正副会長会議	兵ト協
22	兵ト協 理事会	兵ト協		兵ト協 常任理事・総務委員会合同会議(予定)	兵ト協
	兵ト協 交通対策小委員会	兵ト協	31	兵ト協 理事会(予定)	兵ト協